



CONTENTS

- | | |
|--|------------------|
| 1 ● 大阪彩都総合研究所からのご案内 | 9 ● 北大阪歴史散歩@樟葉宮跡 |
| 2 ● 産産学ビジネスマッチングフェア2013
with大阪大学開催 174社・団体が出展 | 10 ● アドバイザーレポート |
| 5 ● 企業シリーズ「挑戦」 株式会社ゼンショク | 11 ● 健康アドバイス |
| 7 ● 経営者大学第3期生24人が卒業 | 12 ● 経済トピックス |
| 8 ● がんばる変わる商店街探訪 高槻センター街 | 13 ● 財部誠一の経済コラム |
| | 14 ● アドバイザー紹介 |

アドバイザーレポート

消費税増税による影響および留意点の再確認

平成26年4月から消費税が8%に増税されることが決定されました。続いて平成27年10月には10%に増税されることが予定されております。短期間で2回税率が変更される可能性がある消費税に関し、増税による影響及び留意点について再確認したいと思います。

Q 消費税増税のスケジュールを教えてください。

A 平成26年4月1日以降に行われる物の引渡しや、サービスの提供等にかかる消費税率は8%が適用されます。平成27年10月1日から予定されている10%への増税は現状未定（景気の回復次第）となっております。

Q 消費税増税にあたって事前に対応すべきことを教えてください。

A 内部で対応すべき項目として価格の表示やシステム関係の整備が挙げられると思います。

商品等の価格表示について、「消費者に対して」商品の販売、役務の提供などを行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をする時は総額表示（税込表示）が義務付けられています。ただし、免税事業者や事業者間の取引には総額表示義務はありません。

この総額表示について、値札の貼り替え等の事務負担を軽減するため、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（値札に税抜と記載するなど）」を講じている場合に限り、総額表示（税込表示）しなくてもよいこととされています。

一般消費者に対して物やサービスを提供する事業者は、まず価格の表示方法を決定する必要があります。既に平成25年10月1日から対応可能となっておりますので、消費税が上がる直前に対応しようと考えていた事業者は、事前に対応しておけば増税時の混乱が軽減される考えられます。

また価格転嫁するための1つの方策として、例えば平成26年1月から税抜価格を表示しておき、税率が上がっても消費者の見た目の税抜価格は変わらないようにするなど、表示方法を工夫することにより価格転嫁がスムーズに行えるケースもあると考えられます。

このほか消費税率変更に伴う各種契約書記載内容について変更の要否の確認。5%と8%税率が混在することによる債権・債務等の管理方法や販売管理システムなどの各種システムの対応を整備する必要があると考えられます。

Q 消費税増税分を販売価格に上乗せするのは厳しいと考えています。他社はどうでしょうか？

A 平成9年に消費税が3%から5%に引上げられた際の政府による消費税転嫁状況に関するアンケート調査は表のとおりです。

これを見る限り製造業・卸売業は比較的価格転嫁できておりますが、一般の消費者に近い小売業・サービス業は転嫁が困難である。また取引の力関係によるものと考えられますが、売上規模が小さい事業者ほど転嫁できていないという結果が出ています。

過去の政府アンケート結果では比較的価格転嫁できて

いるという印象ですが、今回の8%増税に伴う価格転嫁についてのアンケートを見る限り開きがあるように感じます。現実的には中小企業にとって価格転嫁は簡単ではないと思います。

しかし、「価格転嫁をしない=売上値引き」と同様であり、売上減少ではなくダイレクトに利益が減少することに繋がります。会社ごとに違いますが1つの目安として、何も対応しなければ少なくとも「(売上-仕入)×2.8%」の利益(売上ではない)が減少すると計算される会社もございませう。

販売価格を据置いた場合の利益減少額は把握されておりますでしょうか？「価格転嫁をしない→利益減少額をカバーできるだけの売上増又はコストカット等が可能」という明確なビジョンがない限り、販売価格据置きという決断は容易にすべきでないと考えます。

価格転嫁は簡単ではないというお考えもわかります。そうであれば価格転嫁しない場合の影響額を把握したうえで今後の対応を検討すべきです。

まずは貴社の決算書を見て頂き、上記計算での利益が減少しても会社の経営に支障が生じないか是非確認してください。そのあとに「販売価格を据置いた場合の利益減少額」「仮に価格転嫁したことによる売上・利益減少額」「10%増税が実施された場合にも再度影響が出る」という3点を踏まえて検討頂ければと思います。

(単位:%)

区分	調査時点	税率引上げ時(平成9年)				
		税率引上げ分の転嫁の程度			不明	
		全て転嫁	ほぼ転嫁(殆ど転嫁)	転嫁せず		
製造業者	平成10.3	97.3	1.1	1.6	0	
卸売業者	10.3	94.3	4.7	0.8	0.2	
小売業者	全体	10.3	66.2	20.6	10.7	2.5
	売上2億円超の事業者	10.3	87.3	6.7	2.9	3.2
	売上3千万円超 2億円以下の事業者	10.3	61.9	29	7.5	1.6
	売上3千万円以下の事業者	10.3	36.5	32.8	28.3	2.4
サービス業者	全体	10.1	58.9	10.8	29.5	0.8
	売上2億円超の事業者	10.1	64.2	9.3	25.2	1.3
	売上3千万円超 2億円以下の事業者	10.1	55.9	13.6	30.5	0
	売上3千万円以下の事業者	10.1	38.7	12.9	48.4	0

参考) 消費税の転嫁に関する議論 - 消費税をめぐる論点④ - 国立図書館 ISSUE BRIEF NUMBER759 (2012.9.4) 一部抜粋

《アドバイザー》

武原税理士事務所 税理士 武原弘仁

〒541-0046

大阪市中央区平野町1-8-13

平野町八千代ビル8階

TEL 06-4963-3670

FAX 06-4963-3793

Mail: takehara@zeirisi-takehara.com

URL: http://www.zeirisi-takehara.com

